

感対第18号  
令和4年4月5日

各市町村衛生主管部（局）長 殿  
茨城県医師会長 殿

茨城県保健医療部長  
(公印省略)

### ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての 相談支援体制・医療体制について

日頃から本県の予防接種行政について、ご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。さて、令和4年4月よりヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たり、接種対象者やその保護者（以下「接種対象者等」という。）に対し、接種を検討・判断するために必要な情報や、接種を希望した場合の円滑な接種のための情報を提供するとともに、接種後に症状が生じた方の診療が円滑に行われるよう、本県における相談支援体制・医療体制及び各関係機関の役割を整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本件につきご承知おきいただくとともに、適宜、接種対象者への周知等をお願いいたします。

#### 記

##### 1 相談体制について

###### （1）県

###### ①接種対象者等からの相談対応

接種前後の相談を一元的に受け付け、個別の状況に応じて、必要な情報提供を行うほか、県医師会をはじめとする関係機関との連携や調整を行う。

（想定される対応について）

- ・副反応救済制度などの説明
- ・HPVワクチンの効果等の説明
- ・医療機関をいくつか受診し、行先に困っている方への対応（医療機関の調整）

（相談窓口）

○医療、救済などに関すること

保健医療部感染症対策課予防・対策グループ

電話番号 029-301-3219

○学校生活に関するこ

教育庁学校教育部保健体育課健康教育推進室

電話番号 029-301-5349

## ②協力医療機関等の関係機関との連携

H P Vワクチン接種に関わる協力医療機関、地域の医療機関、市町村、予防接種センター、県医師会などと情報を共有するとともに、接種後に症状が生じた方に必要な支援を円滑に提供するための医療機関等との診療の調整を行う。

また、関係機関と連携して研修会等を開催することにより、接種医等のH P Vワクチンに係る理解醸成を図る。

## (2) 市町村

### ①接種対象者等からの相談対応

接種対象者等からの相談を受けた場合、個別の状況に応じて柔軟に対応するとともに、接種後に症状が生じた方からの相談に十分な対応が困難な場合には、必要に応じて、県の相談窓口等の適切な相談先を紹介する。

### ②接種対象者等への情報提供

接種対象者等に対して、接種を検討・判断するためのH P Vワクチンの有効性や安全性（ベネフィットとリスク）に関する情報等や、接種希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報提供を行う。

### ③地域の医療機関等との連携

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供資材、県内の相談・医療体制等について、地域の実情に応じ、郡市医師会等とも連携して周知を図ること。

## (3) 予防接種センター（県立こども病院）

### ①相談対応や接種等支援

接種医、かかりつけ医や行政（県や市町村）からの予防接種要注意者等の相談対応や、必要な接種等の支援や助言を行う。

※接種希望者等からの直接の相談は対象外。

※<http://www.ibaraki-kodomo.com/ich/toppage/departments/vaccination-center>

## 2 医療体制について

### (1) 接種医、かかりつけ医

#### ①接種対象者等からの相談対応

接種対象者等から相談を受けた場合や、接種の際には、H P Vワクチンの有効性や安全性（ベネフィットとリスク）について十分に説明したうえで、接種を希望した際には接種を行うなど、適切に対応すること。

また、接種後に症状がある患者（以下「患者」という。）からの相談で、自院での対応が困難な場合には、医師会とも連携のうえ、協力医療機関や地域の医療機関への相談や紹介などの対応を行うこと。

#### ②接種や接種後反応に関する適切な対応のための理解醸成

厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ、県や県医師会等からの情報等を参考に、H P Vワクチンに関する最新の知見や相談支援体制・医療体制等につ

いて、理解醸成に努めること。

(2) 地域の医療機関（症状に応じた地域の医療ネットワーク）

①接種医、かかりつけ医や協力医療機関との連携

接種医、かかりつけ医や協力医療機関から患者に係る相談を受けた場合には、症状に応じた地域の医療ネットワークを活用して、必要な診療支援や協力医療機関への紹介を行う。

(3) 協力医療機関

①接種医、かかりつけ医との連携

接種医、かかりつけ医から患者に係る相談を受けた際には、必要な診療支援を行うほか、必要に応じて、紹介された患者を受け入れるとともに、適切な診療を行うこと。

なお、診療の結果、器質的な疾患が確認されない場合は、継続して患者を支援する必要があることから、(3) ②の医療機関への紹介や、接種医等への逆紹介もあるう。

(本県における協力医療機関)

- ・水戸赤十字病院 連絡先 (電話) 029-221-5177
- ・筑波大学附属病院 連絡先 (電話) 029-853-3900

※紹介するスキームについては、別途お知らせする

②地域の医療機関や研究班の協力医療機関との連携

(3) ①により受け入れた患者への対応について、必要に応じて地域の医療機関とも連携を図るほか、患者に対する診療の結果、より高度な診療支援等が必要と判断した場合には、近県の厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関の医師とも相談のうえ、必要に応じて当該医療機関など適切な医療機関を紹介できるよう調整する。

【問合せ先】

茨城県保健医療部感染症対策課 江橋、赤穂

TEL 029-301-3219

E-mail [yobo9@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:yobo9@pref.ibaraki.lg.jp)

# HPVワクチン積極的勧奨再開に伴う相談・医療体制について

